

令和4年第4回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

そ の 2

令和4年12月

目 次

議案第 1 7 6 号	請負契約の締結について…………… 1 (教育委員会学校教育部教育総務課)
議案第 1 7 7 号	請負契約の変更について…………… 2 (建設部災害復旧推進課)
議案第 1 7 8 号	請負契約の変更について…………… 3 (建設部災害復旧推進課)

議案第176号

請負契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事(機械)その2の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条吉行東一丁目

(2) 工事の内容

東西条小学校長寿命化改良、改修及び増築工事に係る機械設備工事一式(空気調和設備、換気設備、衛生器具設備等)

(3) 契約金額

1億9,800万円

(4) 契約の相手方

東広島市西条町田口2931番地45

ホクエイ設備工業株式会社 東広島営業所

東広島営業所長 圓道盛夫

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和6年1月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第177号

請負契約の変更について

(建設部災害復旧推進課)

1 変更の理由

令和2年6月30日議決第151号により議決を経た令和2年度土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事(2-1)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	減少額
5億9,884万円	2億8,298万8,200円	3億1,585万1,800円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市河内町入野

(2) 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿5015番地の5

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

(3) 工期

令和2年7月1日から令和5年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第178号

請負契約の変更について

(建設部災害復旧推進課)

1 変更の理由

令和2年9月24日議決第154号により議決を経た令和2年度土木施設災害復旧事業・林業用施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事(2-2)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	減少額
4億7,885万7,500円	3億3,304万7,000円	1億4,581万500円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市河内町宇山及び小田

(2) 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿5015番地の5

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

(3) 工期

令和2年8月4日から令和5年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。